

Weekly Report

第396号
平成29年2月13日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

所得税の確定申告をする際の注意点等

今月16日から所得税の確定申告が始まります。以下のような誤りや申告漏れなどに注意しましょう。

◎扶養控除……同居をしていなくても、常に生活費や療養費を送っているなどで生計が一の場合には対象になります。

◎寡婦（夫）控除……夫（妻）と離婚や死別した一定の方が該当します。

◎医療費控除……入院給付金や高額療養費などの補填された金額は、支払った医療費から差し引きます。

◎寄附金控除……ふるさと納税のワンストップ特例を申請している場合でも、確定申告をする方や6団体以上に申請している方などには適用されないため、ふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含めて申告する必要があります。

◎雑損控除……災害等により損害を受けた資産のうち、生活に通常必要でない資産（貴金属、書画、骨董など）は対象外です。

◎地震保険料控除……平成18年までに締結した長期損害保険契約等の係る損害保険料は対象

です。

◎給与以外に収入がある場合……給与所得者がFX（外国為替証拠金取引）の利益や、ネットビジネスなどの副収入があり、必要経費を差し引いた所得が20万円超の場合は、申告が必要です。

◎満期保険金を受け取った場合……保険料の負担者が一時金で受け取った場合は、一時所得になります。

◎国外所得がある場合……居住者は国外で得た所得（国外で支払われる預金等の利子、国外にある不動産の譲渡等による収益など）も申告する必要があります。なお、28年末時点で5千万円超の国外財産を保有している場合は、国外財産調書を提出します。

21年及び22年に取得した土地等の特例

個人が21年から22年までの間に取得した国内にある土地等については、所有期間が5年を超えて譲渡した場合にその土地等に係る譲渡所得から1千万円を控除する特例が設けられています。

つまり、21年に取得した土地等は27年以降に譲渡、22年の取得は28年以降に譲渡した場合に特別控除を適用できます。ただし、土地等を親子や夫婦など特別な間柄にある者（生計を一にする親族、内縁関係、特殊な関係のある法人なども含む）から取得した場合や、相続、贈与などで取得した場合は、適用できません。

なお、特殊を受ける場合には、確定申告書に必要な書類を添付して提出します。

29年度の協会けんぽの保険料率は

主に中小企業が加入する協会けんぽ（全国健康保険協会）の29年度の保険料率が決定しました。

都道府県ごとに設定されている健康保険料率については、全国平均で10%に据え置きとなりますが、都道府県単位では改定されず（引上げ24支部、引下げ20支部、据え置き3支部）。

また、40歳～64歳までの方が負担する全国一律の介護保険料率は、1.65%（現行1.58%）に上げられます。

これらは3月分（4月納付分）からの適用です。